

参議院記章規程

(昭和四十七年八月十四日事務総長決定)

昭和二十三年八月二十三日決定
(参議院記章取扱心得)を全文改正

最新改正 令和七・八・一

第一条 院内(議事堂の囲障内)に出入する者は、この規程に定める記章を帯用し、帯用証の定めのあるものは同時にこれを携帯しなければならない。ただし、院内の参観を許可された者及び公衆傍聴券を所持する傍聴人は、この限りでない。

2 両議院の議員は、記章帯用の有無を問わず自由に院内に出入することができる。

第二条 記章及び帯用証の種類並びにその所管、帯用者及び通用制限は、別表一の通りとする。

2 記章の様式は、別に定め警務課事務室に掲示する。

第三条 帯用証には、その裏面に別表二の記章帯用心得を掲載する。

第四条 記章は、在院の間、常に胸部左方の見易い所につけなければならない。

第五条 記章は、所定の帯用者以外の者が帯用したとき、又は帯用証の定めのあるものについてこれを添えないときは、通用しないものとする。

第六条 院内を通行しようとする者は、その入口において衛視又は警察官に記章及び帯用証を提示しなければならない。

2 院内を通行する者は、衛視又は警察官から記章及び帯用証の提示を求められたときは、何時でもこれを提示しなければならない。

第七条 衛視又は警察官は、この規程その他諸般の取締りに違反した者の記章及び帯用証を引上げることができる。

附 則

この規程は、昭和四十七年九月一日から施行する。

附 則 (昭五〇・五・二九)

この規程は、昭和五十年九月十一日から施行する。

附 則 (昭五二・九・五)

この規程は、昭和五十二年七月二十七日から施行する。

附 則 (平七・二・六)

この規程は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平一一・四・五)

この規程は、平成十一年四月二十日から施行する。

附 則 (平一一・一〇・二八)

この規程は、平成十一年十月二十九日から施行する。

附 則 (平一二・一・一一)

この規程は、平成十二年一月二十日から施行する。

附 則 (平二二・一〇・二九)

この規程は、平成二十二年十一月一日から施行する。

附 則 (平二三・一・二七)

この規程は、平成二十三年二月一日から施行する。

附 則 (平二三・七・二七)

この規程は、平成二十三年八月一日から施行する。

附 則 (令元・九・一九)

この規程は、令和元年九月二十日から施行する。

附 則 (令三・三・一二)

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令七・七・八)

八	七	六	五	四
記者記章（第一種 帯用証）（別記第八号様 式）	公務員記章 帯用証（別記第五号様 式）	秘書官記章 帯用証（別記第四号様 式）	政府特別補佐人記章 帯用証（別記第二号様 式）	衆議院前議員記章 帯用証（別記第一号様 式）
参議院 事務局 衆議院 事務局	参議院 事務局 衆議院 事務局	参議院 事務局 衆議院 事務局	参議院 事務局 衆議院 事務局	衆議院 事務局
国会記者会加盟社の 記者	官公署及びこれに準 ずる団体の職員	秘書官又はこれに準 ずる者	國務大臣及び政府特 別補佐人等	衆議院議員であつた 者
入場できない。	入場できない。	壇上に限り事務 上一時的に入場 できる。	当該席に限り入 場できる。	入場できない。
新聞記者席に限 り入場できる。	公務員席に限り 入場できる。 ただし、公務員傍 聴券を要する。	公務員席に限り 入場できる。	公務員席に限り 入場できる。	公務員席又は公 衆席に限り入場 できる。
新聞記者席に限 り入場できる。				

三	二	一〇	九
参議院議員秘書記章 帯用証(身分証明書) (別記第九号様式)	新聞連絡員記章 帯用証(別記第八号様式)	外国記者記章 帯用証(別記第七号様式)	記者記章(第種) 帯用証(別記第六号様式)
参議院 事務局	参議院 事務局 衆議院 事務局	参議院 事務局 衆議院 事務局	参議院 事務局 衆議院 事務局
参議院議員秘書	新聞通信放送関係の 連絡員	外国記者	右以外の記者
入場できない。	入場できない。	入場できない。	入場できない。
公務員席に限り 入場できる。	新聞記者席に限り 入場できる。	外国新聞通信記者席に限り 入場できる。	新聞記者席に限り 入場できる。
	新聞記者席に限り 入場できる。	新聞記者席に限り 入場できる。	新聞記者席に限り 入場できる。

一六	一五	一四	一三
衆議院政務局長 記章 常用証(別記第二三号 様式)	参議院政務局長 記章(乙) 常用証(別記第二号 様式)	参議院政務局長 記章(甲) 常用証(別記第一号 様式)	衆議院議員秘書記章 常用証(身分証明書 別記第一〇号様式)
衆議院 事務局	参議院 事務局	参議院 事務局	衆議院 事務局
衆議院の政務局長	右以外の参議院の 会派事務局長	参議院内に勤務す る会派事務局長	衆議院議員秘書
入場できない。	入場できない。	入場できない。	入場できない。
衆議院議員席出入証を所持する者は事務連絡のため衆議院議員席に入場できるほか、公務員席に入場できる。	公務員席に限り入場できる。	公務員席に限り入場できる。	衆議院議員席出入証を所持する者は事務連絡のため衆議院議員席に入場できるほか、公務員席に入場できる。

一〇	一九	一八	一七	
<p>国立国会図書館記章 帯用証(身分証明書 様式)</p>	<p>衆議院職員記章 帯用証(身分証明書 (別記第一五号様式))</p>	<p>参議院職員記章 帯用証(身分証明書)</p>	<p>衆議院政党事務員 記章 帯用証(別記第二三 号様式)</p>	
<p>国立国会 図書館</p>	<p>衆議院 事務局</p>	<p>参議院 事務局</p>	<p>衆議院 事務局</p>	
<p>国立国会図書館職員</p>	<p>衆議院事務局 同法 制局及び裁判官訴訟 委員会事務局の職員</p>	<p>参議院事務局 同法 制局及び裁判官弾劾 裁判所事務局の職員</p>	<p>衆議院の政党事務 員</p>	
<p>入場できない。</p>	<p>入場できない。</p>	<p>特に指定された 職員のほか入場 できない。</p>	<p>入場できない。</p>	
<p>公務員席に限り 入場できる。 ただし、公務員傍 聴券を要する。</p>	<p>参議院傍聴席出 入証を所持する 者は公務員席又 は公衆席に入場 できるほか、事務 連絡のため衆議 院議員席に入場 できる。</p>	<p>事務上一時的に 入場できる。</p>	<p>衆議院議員席出 入証を所持する 者は事務連絡の ため衆議院議員 席に入場できる ほか、公務員席に 入場できる。</p>	<p>入場できる。</p>

<p>一三二</p>	<p>一三二</p>	<p>二二</p>
<p>参議院出入記章(甲) 借用証(別記第一七号様式)</p>	<p>参議院準職員記章 借用証(別記第一六号様式)</p>	<p>参議院前職員記章 借用証(別記第二号様式)</p>
<p>参議院 事務局</p>	<p>参議院 事務局</p>	<p>参議院 事務局</p>
<p>私設議員秘書及び用務のため特に両議院に出入の必要がある者</p>	<p>参議院速記簿寫生、議員自家用車運転手、食堂従業員及びこれに準ずる者</p>	<p>参議院事務局、同法制局及び裁判官弾劾裁判所事務局の職員であつた者</p>
<p>入場できない。ただし、議員介助者として届出のあつた者は、入場できる。</p>	<p>入場できない。</p>	<p>入場できない。</p>
<p>入場できない。</p>	<p>入場できない。</p>	<p>公衆席に限り入場できる。</p>
<p>入場できない。ただし、議員介助者として届出のあつた者は入場できるほか、私設議員秘書は事務連絡のため入場できる。</p>	<p>入場できない。</p>	<p>入場できない。</p>
	<p>交付のとき指定する区域に限る。</p>	

一八	一七	一六	一五	一四
放送関係者腕章	新聞連絡員腕章	衆議院特別通行証(乙) 帯用証 (別記第一〇号様式)	衆議院准職員証章(甲)第一種 帯用証 (別記第一九号様式)	参議院出入証章(乙) 帯用証 (別記第一八号様式)
参議院事務局	参議院事務局 衆議院事務局	衆議院事務局	衆議院事務局	参議院事務局
テレビジョン実況中	新聞通信放送関係の連絡員	用務のため特に両議院に出入の必要がある者	衆議院事務局及び同法制局の職員であった者並びにこれに準ずる者	面会者
入場できない。	入場できない。	入場できない。	入場できない。	入場できない。
所定の場所に限り入場できる。	新聞記者席に限り入場できる。	入場できない。	入場できない。	入場できない。
所定の委員会議	新聞記者席に限り入場できる。	入場できない。	入場できない。	入場できない。
				交付のとき指定する区域に限る。なお、出入確認証付のものは、所定の出入口で衛視の検印を受ける。

二六	二五	二四
衆議院議員配偶者記章 帯用証(別記第一四号様式)	参議院議員配偶者記章 帯用証(別記第三号様式)	参議院特別通行記章 帯用証(別記第二号様式)
衆議院 事務局	参議院 事務局	参議院 事務局
衆議院議員配偶者	参議院議員配偶者	議員事務室訪問者等 で用務のため参議院 に出入の必要がある 者
入場できない。	入場できない。	入場できない。
入場できない。	公衆席に限り入 場できる。	入場できない。
入場できない。	事務連絡等のた め入場できる。	入場できない。

別記

第一号様式

第	号	参議院
年	月	日
交付		
参議院前議員記章帶用証		
年	氏	名
齡		
歳		

第一六号様式

第	号	参議院
年	月	日
交付		
参議院準職員記章帶用証		
年	氏	職
齡	名	名
歳		
通行許可区域		
写真		
貼付		

第一八号様式

第 第
 第 回国会発行 号 参 議 院
 参議院出入記章(乙)帯用証
 通行許可区域
 交付先

第二三号様式

第 号
 年 月 日交付 参 議 院
 参議院特別通行記章帯用証
 (議員氏名) 議員事務室

第二号様式

第 号
 年 月 日交付 参 議 院
 参議院前職員記章帯用証
 写真 氏 名
 貼付 年 月 日生

記 章 帶 用 心 得

- 一 本記章を帯用する者は、本証を共に携帯しなければならない。
- 二 記章は、胸部左方見易い所につけなければならない。
- 三 議院内を通行しようとするときは、その入口において、衛視又は警察官に、記章及び本証を必ず提示しなければならない。
なお、在院の間帯用し、衛視又は警察官から記章及び本証の提示を求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 四 記章及び本証は、これを他人に貸与してはならない。
- 五 記章及び本証を破損し、若しくは紛失したとき、又は帯用期間が過ぎたときは、すみやかに担当院の事務局警務部に届出又は返還しなければならない。
- 六 記章及び本証の提示を拒み、又は議院内の諸般の取締りに違反したときは、その情状によりこれを引上げることがある

記章及び本カード帯用心得

1. 記章及びカードは、議院内に在る間、胸部見やすい所に着けなければならない。
 2. 記章及びカードは、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
 3. 記章及びカードを破損し、若しくは紛失したとき、又は帯用事由を失ったときは、速やかに担当院の警務部に届け出又は返還しなければならない。
 4. この心得に違反したとき、又は議院内の秩序を乱したときは、記章及びカードを引き上げることがある。
- ※ 写真付きでないカード帯用者は、必ず写真付き身分証明書又はこれに相当するものを携帯すること。

参議院警務部

衆議院警務部

(注意事項)

- 1 この証明書は、議員秘書記章を帯用するときは、共に携帯しなければならない。その際、記章は、左胸部の見やすい場所に付けなければならない。
 - 2 議院内を通行しようとするときは、その入口において、衛視又は警察官に、この証明書を記章とともに提示しなければならない。
 - 3 この証明書及び記章は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
 - 4 この証明書及び記章を破損し、又は紛失したときは、速やかに発行機関に届け出なければならない。
 - 5 この証明書及び記章の帯用事由を失ったときは、速やかにこれらを発行機関に返還しなければならない。
 - 6 この注意事項に違反し、又は議院内の秩序を乱したときは、この証明書及び記章を引き上げることがある。
- ※折り曲げると使用できなくなる場合があります。

備考

帯用者からの申出があった場合には、注意事項の上部に生年月日及び住所を掲載する。

記章帯用心得

- 1 本記章を帯用する者は、本証を共に携帯しなければならない。
- 2 記章は、胸部左方見易い所につけなければならない。
- 3 議院内を通行しようとするときは、その入口において、衛視又は警察官に、記章及び本証を必ず提示しなければならない。
なお、在院の間帯用し、衛視又は警察官から記章及び本証の提示を求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 4 記章及び本証は、これを他人に貸与してはならない。
- 5 記章及び本証を破損し、若しくは紛失したとき、又は帯用期間が過ぎたときは、すみやかに担当院の事務局警務部に届出又は返還しなければならない。
- 6 記章及び本証の提示を拒み、又は議院内の諸般の取締りに違反したときは、その情状によりこれを引上げることがある。

注 意 事 項

- 一 本記章を帯用するときは、本証を常時携帯し、記章は胸部見やすい所に着けてください。
- 二 院内を通行するときは、その入口において、衛視又は警察官に、記章及び本証を必ず提示してください。
- 三 本記章では、傍聴席及び委員会議室に入場できません。また、開会式等が行われるときは、院内の通行が制限されることがあります。
- 四 院内では、衛視又は警察官の指示に従ってください。
- 五 院内の用務が終了したときは、記章及び本証を必ず議員事務室に返納してください。
- 六 記章及び本証を破損し、又は紛失したときは、議員事務室を通じて、速やかに警務部に届け出てください。